

## 資料

### 徳島県高校教育改革推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 高校教育改革を推進するため、徳島県高校教育改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、高校教育改革に関する推進施策や課題について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 副会長は、副教育長、教育次長をもって充てる。

4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(協議会)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、これを総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見等を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会に徳島県高校教育改革推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は幹事の互選により決定し、幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事会は、高校教育改革に関する推進施策や課題について協議し、協議会に報告する。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、これを総理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会及び幹事会の庶務は、教育改革課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）  
協議会

役 職 名	氏 名	備 考
教育長	福家 清司	会 長
副教育長	小谷 敏弘	副 会 長
教育次長（高校再編・特別支援担当）	吉田 顕太郎	副 会 長
教育次長（学力向上・生徒指導担当）	高橋 博義	副 会 長
高等学校長協会会長	蔵本 憲昭	（徳島科学技術高校）
高等学校長協会副会長	黄田 真和	（城北高校）
高等学校長協会副会長	森 清治	（富岡東高校）
高等学校長協会副会長	廣島 義和	（辻高校）
教育総務課長	犬伏 秀之	
教育改革課長	中村 章人	
学校政策課長	西浦 宏明	
総合教育センター所長	多田 実	
教育改革推進幹事長	藤本 幸一	（徳島北高校）

別表2（第5条関係）  
幹事会

役 職 名	氏 名	備 考
教育次長（高校再編・特別支援担当）	吉田 顕太郎	
高等学校長協会中部ブロック会長	阿部 正三	（国府支援学校）
高等学校長協会南部ブロック会長	富本 輝仁	（小松島高校）
高等学校長協会西部ブロック会長 高等学校長協会農業部会長	槇納 孝司	（阿波農業高校）
高等学校長協会普通部会長	藤本 幸一	（徳島北高校）
高等学校長協会工業部会長	岩瀬 一裕	（阿南工業高校）
高等学校長協会商業部会長	瀬尾 寛	（徳島商業高校）
教育改革課長	中村 章人	
教育改革課主幹	河村 全人	